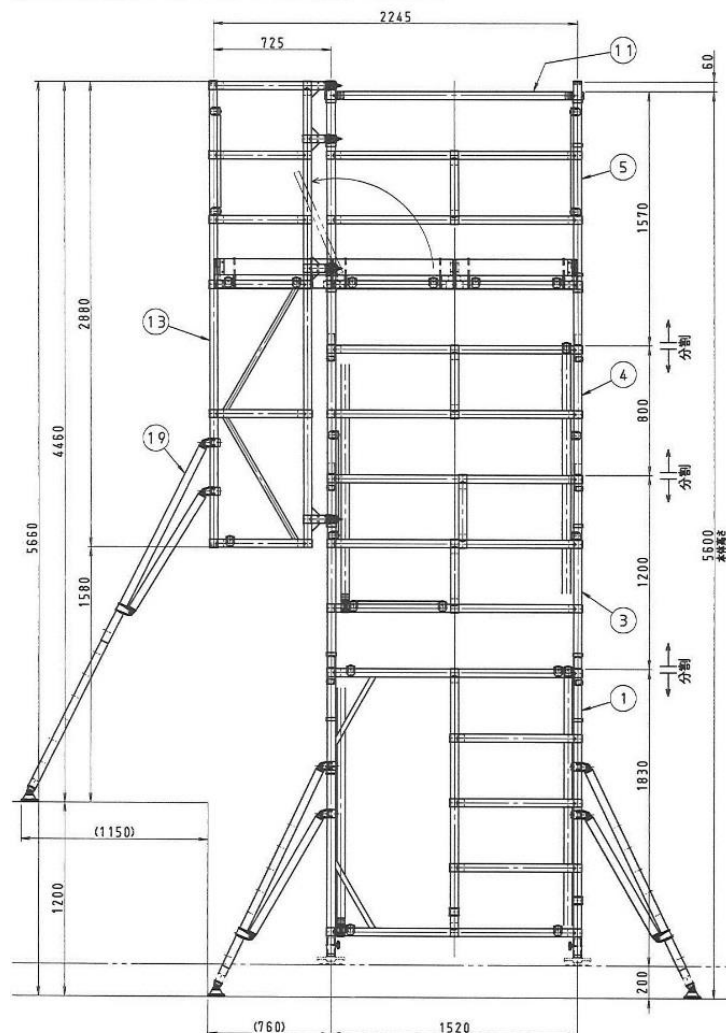


移動式足場

軽便トロ台車用かるがるステージ

組立要領書



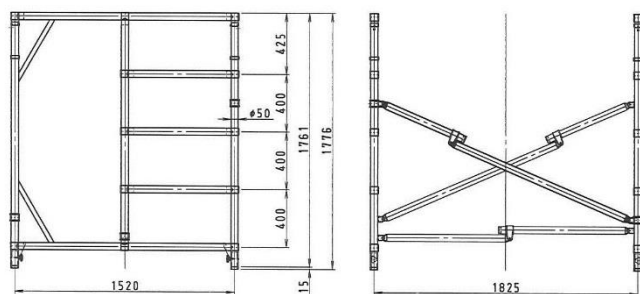
サコス株式会社

鉄道営業部

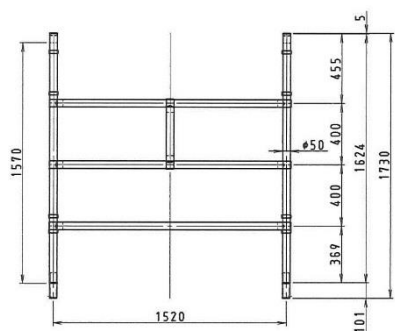
平成 27 年度版

使用する部材（フレーム）

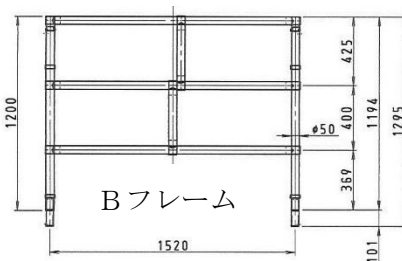
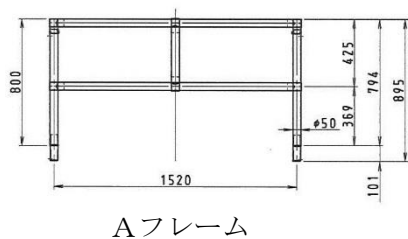
折り畳みフレーム ⇒足場の土台となるフレームです。



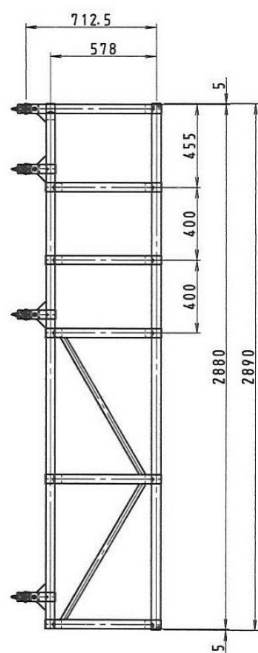
手すりフレーム ⇒足場の一番上に設置をするフレームです。



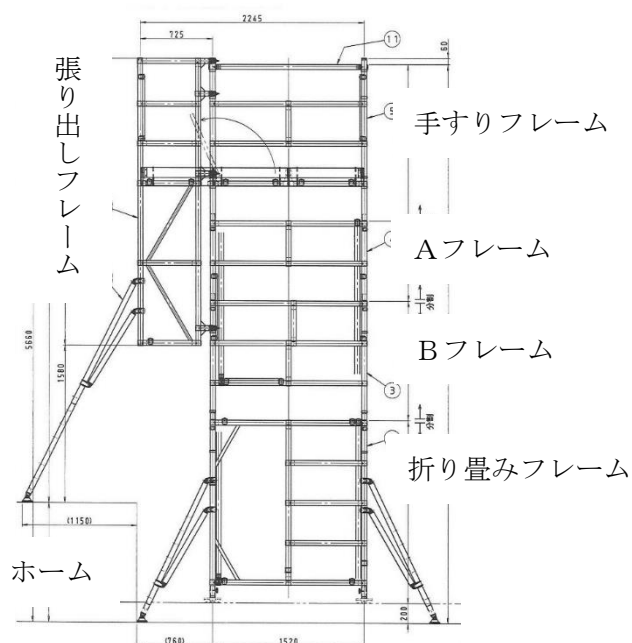
A・Bフレーム ⇒折り畳みと手すりの間に入り、作業高さの調整に使用します。



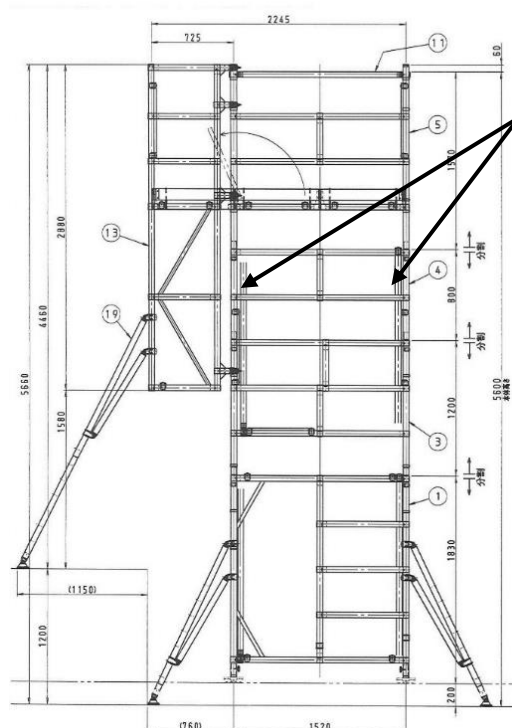
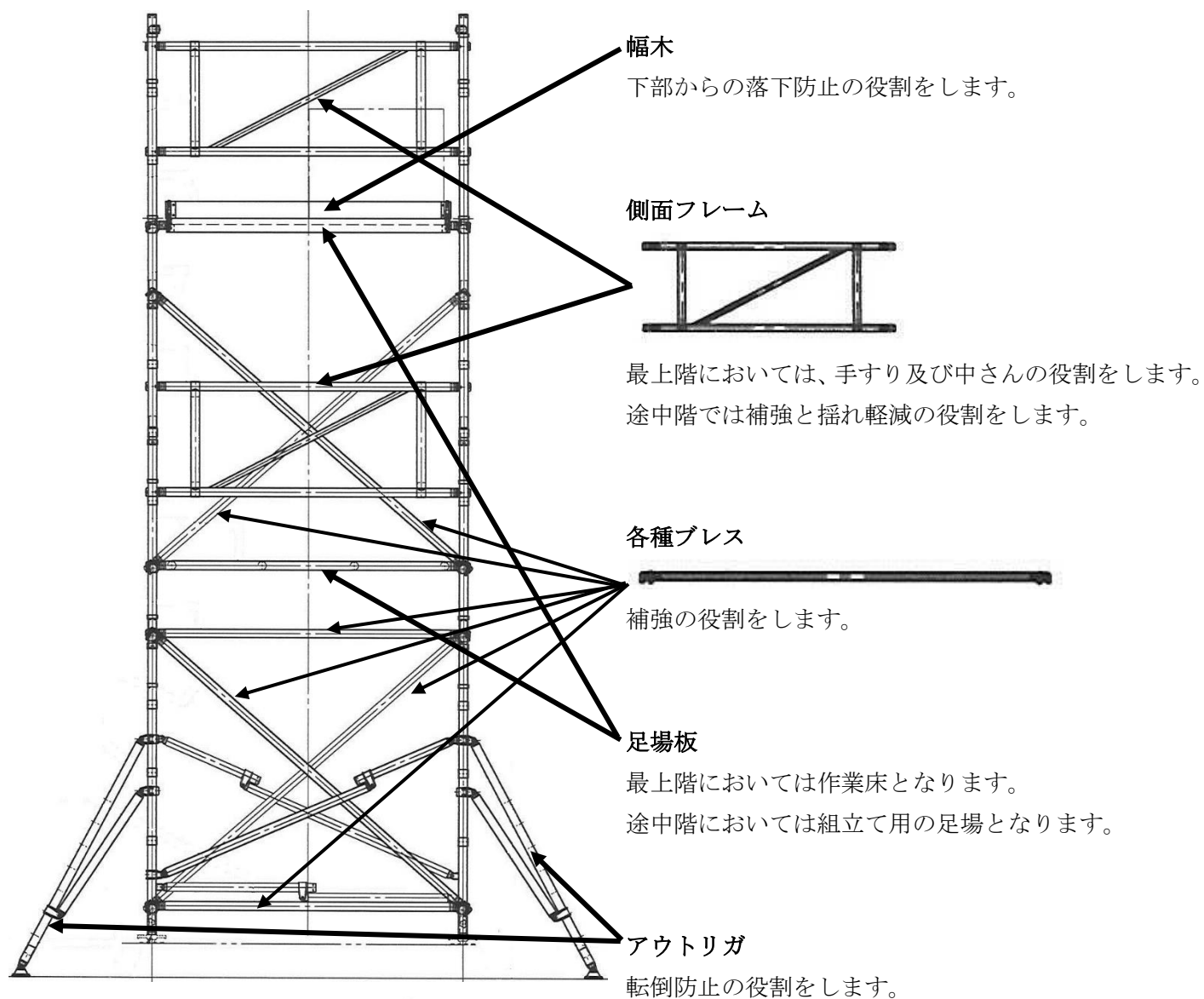
張り出しフレーム ⇒本体だけでは作業場まで手が届かない場合に使用します。



設置例

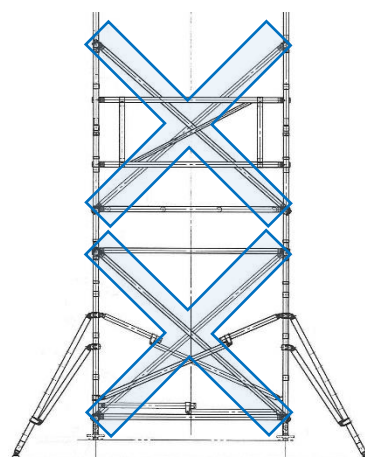


使用する部材（補強及び安全）



ナナメ用ブレスは、両サイドに1本ずつ取付け、横から見て×になるように取付けると強度が上がります。

横から見た図



各部材の取付け方法

この足場は、工具無しで組立てができるようになっています。

各フレームの取付け方



①固定ピンが下側にあることを確認してください。



②上階のフレームを差してください。



③固定ピンを抜き、上側の穴に差して固定をしてください。

解体する時は、逆の作業をしてください

各ブレス、足場板の取付け方



①この部分を先端方向へずらして下さい。
(少し上に上げるような感じにするとスムーズに動きます)



②その状態のまま取付け



③レバーを元の状態に戻し、
確実にロックしている
ことを確認してください。



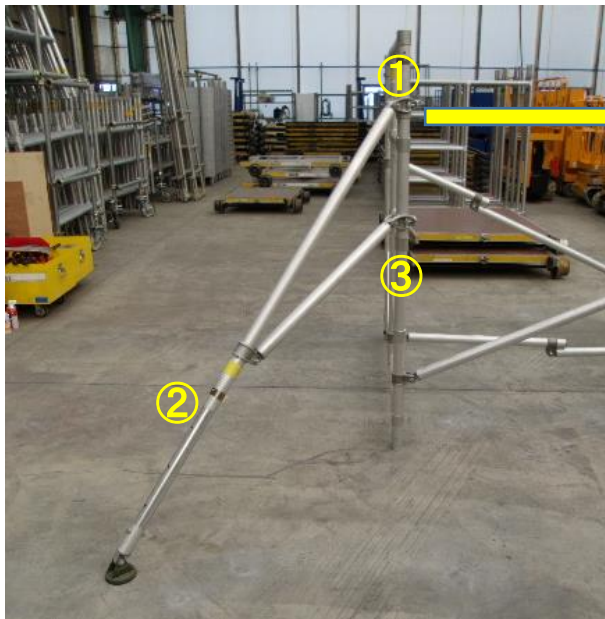
解体する時も、同様の作業をしてください

アウトリガの取付け方



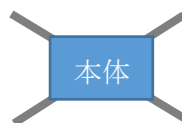
アウトリガと張出しフレームは蝶ナットを締めて固定します。

※締めすぎると本体が破損するので、工具は使用せず、手で締めてください。



①段差に掛けるように固定をしてください。

※上から見た時、アウトリガが×に見えるように固定をしてください。



②ピンを抜き、アウトリガをできるだけ長く伸ばし、ピンを差し込んで固定をしてください。

③アウトリガが浮かないように押さえつけながら固定をしてください。

幅木の取付け方



①足場板の穴に短い幅木を差し込んでください。



②長い幅木は組み合わせる形になるので、凹みがある方を外側にしてください。

組立手順 (共通)

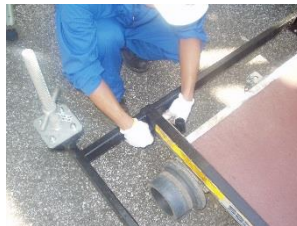
○足場自体は工具を使用しませんが、タワー台とジャッキベースの設置には工具を使用します。

13mmと17mmが締められる工具を各2本用意してください。

トロリー台車・タワー台・ジャッキベースの設置



- ① 軽便トロにタワー台を載せ、4ヶ所を頭が13mmのボルト・ナットで固定してください。



設置時、台車のブレーキ及び歯止めは確実に実施して下さい。



- ② タワー台の四隅にジャッキベースを頭が17mmのボルト・ナットで仮固定します。

※この時点では、手で軽く締める程度に留めてください。

本締めすると後で折りたたみフレームがスムーズに入らない場合があります。

折り畳みフレームの設置



- ③ 折り畳みフレームを広げ、脚部に付いているノブボルトを外してからジャッキベースに差し込んでください。



ノブボルト

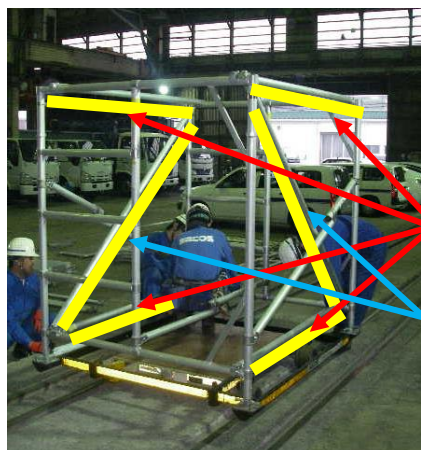


ジャッキベースの調整

- ④ ジャッキを調整し水平になったところで、折り畳みフレーム脚部のノブボルトを手で締めて固定してください。

- ⑤ 仮締めしていたジャッキベースを本締めしてください。

水平・ナナメブレスの設置



⑥ 水平ブレスを上下左右に取付けてください。(合計4本)

⑦ ナナメブレスを左右に1本ずつ取付けてください。(合計2本)

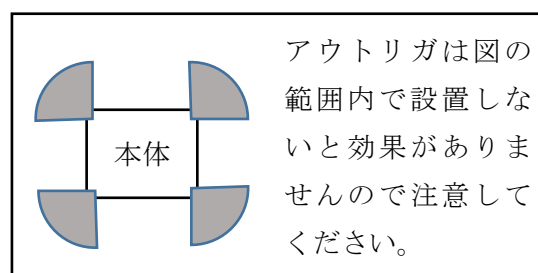
水平ブレス
ナナメブレス

アウトリガの設置



できるだけ対角線上に設置してください。

⑥ 段差に掛かるようにアウトリガを固定してください。



ここからは、作業高さによって組み方が違います。

作業高さに沿った図面を見ながら組み立ててください。

床高さ 及び 全高		図面番号	組み合わせ
床高さ 2,462.5mm	全高 3,660mm前後	D 1	W+H (+O)
床高さ 3,262.5mm	全高 4,460mm前後	D 2	W+A+H (+O)
床高さ 3,662.5mm	全高 4,860mm前後	D 3	W+B+H (+O)
床高さ 4,062.5mm	全高 5,260mm前後	D 4	W+A+A+H (+O)
床高さ 4,462.5mm	全高 5,660mm前後	D 5	W+A+B+H (+O)
床高さ 4,862.5mm	全高 6,060mm前後	D 6	W+B+B+H (+O)

組み合わせ W=折り畳みフレーム H=手すりフレーム A (B) =A (B) フレーム O=張り出しフレーム

関係法令（安衛則より一部抜粋）

（足場の組立て等の作業）

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。
 - イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。
 - ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。
- 五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

（足場の組立て等作業主任者の選任）

第五百六十五条 事業者は、令第六条第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

令第六条⇒「張出し足場又は高さが**五メートル以上**の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業」
※作業床の高さではなく、全体の高さとなります。

（足場の組立て等作業主任者の職務）

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

 その他に関しても、法令に基づいた作業をしてください。